

意見の概要と市の考え方 「千葉市環境基本計画(案)」に係るパブリックコメント手続

NO.	対象資料	分類	頁	意見概要	市の考え方(公開案)	修正有無
1	計画書(案) 【本編】	計画全般	-	・環境の柱5について、環境の柱1から4を下支えするというのであれば、「柱」ではなく、「土台(それに類する用語)」とした方が良いのでは。 ・横向きの柱は柱のイメージにそぐわない。	本計画では、計画の推進によって目指す姿や、施策の分野などを階層構造により示しています。  具体的には、 ①1段目に計画が目指す千葉市の環境の姿として「望ましい環境都市の姿」を設定しています。 ②2段目には「望ましい環境都市の姿」を支える環境分野を「環境の柱」として5つ設定しています。  ご指摘いただきました環境の柱5では、全てのステークホルダーが環境保全・創造に取り組むことを掲げており、「望ましい環境都市の姿」を支える意味に加え、環境の柱1～4を下支えする要素も持っていますが、「望ましい環境都市の姿」の実現を支えるひとつの柱として全体の統一感から「柱」という表現としており、記載は原案のままとします。	×
2	計画書(案) 【本編】	計画全般	1	・“はじめに”において、地球環境を守るために千葉市としてできることは何かを記載すべき。 ・地球環境が悲惨になりつつある現状を訴える記述がない。 ・今はグローバルな問題として、地球温暖化が課題である。	本計画を策定するにあたり市民アンケート調査を実施したところ、環境の柱1～5で示す環境分野の全てが重要であると感じている方が多いことが分かりましたので、各環境分野のバランスを重視した記載としております。 地球温暖化対策に関しては国内外の現状として、気候変動と温室効果ガス削減に向けた社会の動きをP7以降に記載しております。また、取組みとしては、環境の柱1の中で整理しており、記載については原案のままとします。	×
3	計画書(案) 【本編】	計画全般	5	・“右肩に★をつけている単語は、資料編の6.用語集を参照して下さい”のような注釈を枠外下段に記載するとよい。	計画書本編の冒頭に注釈を記載しておりましたが、ご意見を踏まえ、各章1ページ目の枠外に注釈を追加して記載いたします。	○
4	計画書(案) 【本編】	計画全般	5	・「2019年には台風・大雨により大きな被害に見舞われました」と記載されているが、下記のとおり修正することを提案する。 ・「令和元年台風15号・19号・10月25日大雨により、大規模長期停電、停電に伴う通信障害や断水、がけ崩れによる犠牲者の発生、広範囲にわたる冠水等、これまで本市が経験したことのない多様で甚大な被害が発生しました。」 ・(理由) 「台風・大雨により大きな被害」では被害程度が分かりにくいので「災害に強いまちづくり政策パッケージ」策定となった趣旨・経緯と同様の表現が分かりやすいと考える。	ご意見を踏まえ以下のとおり修正いたします。  【本編】P5 (修正前) 2019年には台風・大雨により大きな被害に見舞われました。  (修正後) 2019年には台風・大雨により、大規模長期停電、停電に伴う通信障害や断水、がけ崩れによる犠牲者の発生、広範囲にわたる冠水等、これまで本市が経験したことのない多様で甚大な被害が発生しました。	○
5	計画書(案) 【本編】	計画全般	9	【意見3】 計画書本編P9 14行目 第6次エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画について、順番を入れ替え、下記内容の赤字部分を追記することを提案します。  さらに、同年10月には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガス排出量については、2030年度に2013年度から46%削減を目指し、50%の高みに向けて挑戦を続けていくとし、経済と環境の好循環を生み出し、2030年度の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進めるとしています。  また、同日に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」においては、S+3Eを大前提に、2030年度の新たな削減目標や2050年カーボンニュートラルという野心的な目標の実現を目指し、あらゆる可能性を排除せず、使える技術は全て使うとの発想に立つことが今後のエネルギー政策の基本戦略となるとし、再生可能エネルギーは、主力電源として最優先の原則のもとで最大限の導入に取り組み、2030年頃には電源構成比率36～38%占めることを目指すとしています。  (理由) 両計画について、数字目標だけでなく、地球温暖化対策計画においては、地球温暖化の推進に関する基本的方向、第6次エネルギー基本計画においては、エネルギー政策の基本的視点を記述することが必要と考えます。	「地球温暖化対策計画」の基本的方向、「第6次エネルギー基本計画」の基本的視点に関する記載については、「第1章1(3)国内外の社会情勢」内での全体バランスを考慮し、原案のままとします。	×

意見の概要と市の考え方 「千葉市環境基本計画(案)」に係るパブリックコメント手続

NO.	対象資料	分類	頁	意見概要	市の考え方(公開案)	修正有無
6	計画書(案) 【本編】	計画全般	11	・国内外の社会情勢の章立てとして、8)新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行に伴う変化(P11)を取り上げているが、“環境”に与える影響は、“テレワーク”程度だと感じる。 ・テレワークについては7)ICTの進展で記載しているため8)は不要ではないか。	新型コロナウイルス感染症の流行に伴う変化については、人口・都市機能の集中する大都市を中心とした感染拡大や、グローバルサプライチェーンの分断による経済活動の停滞など、人類に大きな影響を与えています。環境分野においては、経済の落ち込みからの経済復興に当たり、気候危機、環境対策に重点を置き、持続可能な社会の再構築を目指す「グリーンリカバリー」という考え方が広まっており、行動変容を促すきっかけにもなっています。各種施策を進めるにあたってはこのような影響を考慮することがあるため、記載については原案のままとします。	×
7	計画書(案) 【本編】	計画全般	50	本編50ページ ・横断的な施策の例 の中に、スマート農業の推進は入らないのか。 ・スマート農業による減農薬や、化石燃料の使用量削減は、環境課題の解決につながる。	スマート農業については、環境課題を解決する要素として、重要なものと考えています。本計画では、【別冊】P22基本目標5-3 主な施策「企業の環境配慮行動と地域経済の好循環の促進」の中で記載しており、原案のままとしますが、いただいたご意見については環境と経済の好循環の推進に向けた施策を検討する際の参考にさせていただきます。	×
8	計画書(案) 【本編】	計画全般	54	・持続可能なまちを推進するためには、全庁をあげての連携が必要なので、縦割りのシステムから分野横断型の進め方の体制づくりをどのように進めていくのか？	環境基本計画の推進にあたっては、環境部局以外の他部局を巻き込んだ全庁的な取組みが必要だと考えております。庁内推進の体制としては環境局以外の他局も含めた「環境基本計画推進会議」などを活用し、今後とも分野横断的な連携を図りながら市の施策を進めてまいります。	×
9	計画書(案) 【本編】	計画全般	45	2.「環境基本計画とSDGsとの関係性」 ・目指す5つの環境の柱の達成を目指し実現することがSDGsの13のゴールの達成に寄与すると書かれているが、SDGsにはゴールとともに具体的な課題が設定されている169のターゲットがあるにもかかわらず、ターゲットと計画案の関連についての説明がない。 ・。SDGsは地球規模の国家間の約束であるから、自治体がつくる計画がSDGsのターゲットで示されている目標を下回ることは原理的に許されないはずである。 ・本計画案では、環境の柱⇒基本目標⇒施策の方向性⇒主な施策⇒目標値と徐々に具体化されているように見られるが、どのレベルでSDGsのターゲットを実現しようとしているのかを読み取ることができない。 ・ターゲットを読み直し、それを千葉市においてどのように実現していくのかという視点で、課題と目標を設定しなおす必要がある。	本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、市民の健康で文化的な生活を確保する上で必要な環境を保全及び創造し、現在及び将来の市民の福祉の増進を図ることを目的としています。本計画の推進が、SDGsの達成にも寄与することを示すため、第3章にて本計画とSDGsの関係性を示しております。関係性の示し方としては、本計画が市の環境に関する基本的な考え方や施策の方向性を示す計画であることから、「環境の柱」及び「基本目標」と、直接的に環境に関連するSDGs13のゴールとの関連付けを簡潔に分かりやすく示す整理としているため、記載は原案のままとします。 このように、SDGsのゴールと計画の各目標との関係性を整理し、把握することで、①各目標が互いにどのように関連しているのかを把握し、②全体を見渡す視点をもって目標達成を目指すことができることとなり、様々な課題の同時解決につながっていく、と考えています。	×
10	計画書(案) 【本編】	計画全般	46	・“これらの取り組みは、2030アジェンダにおけるSDGsの17ゴール達成に寄与します。中でも特に、直接的環境関連する13のゴール達成寄与します”のうち、“これらの取り組みは、2030アジェンダにおけるSDGsの17ゴール達成に寄与します。”の記載は不要。 ・単に“これらの取り組みは、2030アジェンダの直接的に環境に関連するSDGsの13ゴール達成に寄与します”だけで良い。	本計画の取組みはSDGsの13ゴールのみに寄与するものではなく、間接的な関連を含めれば、17ゴール全てに寄与するものです。17のゴールを第1章で紹介するとともに、第3章では計画との関係性を簡潔に分かりやすく示すため、直接的に環境に関連する13のゴールとの関係性を整理しています。従いまして、原案のままといたします。	×
11	計画書(案) 【本編】	計画全般	49	・タイトルは、「SDGsの具体化」となっているが、本文では、具現化(目に見える状態にする)と具体化(認識されやすい状態にする)の両方を使っている。“具現化”で統一するのがよいのではないか。	国の「第5次環境基本計画」では環境・社会・経済の統合的向上の具体化」としているため、本文の語句は、「具体化」で統一します。	○
12	計画書(案) 【資料編】	計画全般	13	・現在の環境基本計画(前計画)では、環境像1～3までの項目33項目のほとんどは目標値が設定されていない。 ・前計画への評価として、なぜ「未達成」あるいは「後退」したのかの反省を行う必要があるが、記載がない。 ・目標はできるだけ数値化する必要がある。33項目のうち6つしか数値設定しないのは怠慢としか言いようがない。 ・さらに言えば、各項目が全体計画の中での指標としての有効性をもっていたかどうかの検討を行う必要がある。これらの作業は、これからの10年間に向かって、千葉市の現在地を明らかにすることとともに自らの政策遂行能力を知るためにも必要な作業である。	計画の進捗管理をする上で、指標及び目標値を設定し、数値により達成状況を把握することは重要であると考えております。前計画の評価に関しては、毎年度点検・評価を実施しております。点検・評価の詳細については、毎年発行している「環境白書」にて記載しておりますので、そちらをご覧ください。 目標値に関しては、前計画では、数値目標を定める定量目標と、傾向を把握するための点検評価指標という2種類の指標を用いており、点検評価指標には目標値を定めておりませんでした。本計画では、目標・達成状況をさらに分かりやすくするため、新たに各「環境の柱」に指標を設定したほか、可能な限りの指標に目標値を設定する方針で検討しました。 詳細な調査・分析などが必要であるため、現時点までに目標値を決定できない指標もありますが、現段階での最適と考える指標を設定した上で、目標値については、その方向性までを決定し、言葉で示しました。これらの指標及び目標値は、現在策定を進めている環境分野の部門別計画の中でさらに検討します。各計画の策定後には、指標や数値目標について本計画へ適切に反映するよう環境審議会から答申書の中で意見をいただいております、そのように対応していきます。	×
13	計画書(案) 【別冊】	計画全般	23	・5つの環境の柱及び基本目標の指標では合計54項目が設定されているが、具体的数値を記載しているのは設定予定を含め30件にとどまる。すべて数値化できる案件であるので数値化するべきである。 ・目標値の設定が保守的に行われている。指標項目と目標値の有効性の検証を行い大胆な目標設定を行うべきである。		×

意見の概要と市の考え方「千葉市環境基本計画(案)」に係るパブリックコメント手続

NO.	対象資料	分類	頁	意見概要	市の考え方(公開案)	修正有無
14	計画書(案) 【本編】	計画全般	17	・【望ましい環境都市の姿】標語として、自然や資源を大切に、みんなで作る持続可能なまち・ちばしを掲げている、「持続可能な」はSustainableの直訳で標語としては固いイメージ。 ・代わりに「地球優しい」を使う「自然や資源を大切に、みんなで作る地球優しいまち・ちばし」を提案する。	本計画では、SDGsの考え方を最大限取り入れることを策定の基本的な考え方の1つとしています。「望ましい環境都市の姿」のフレーズについても、未来にいつまでも続く、豊かで住みやすい「持続可能なまち」を目指すことでSDGsにも寄与することを示していることから、記載については原案のままとします。	×
15	計画書(案) 【別冊】	計画全般	31	別冊31ページ ・各ステークホルダーの取り組みのなかで、市民が取り組む例として「環境の柱3:自然と調和・共存し、緑と水辺の良好で多様な環境を次世代に引き継ぐ」の中に「家庭菜園に使う農薬や殺虫剤の持つ環境へのリスクを理解し適正利用に努める」という趣旨の項目を追加すべき。 ・家庭用の農薬や殺虫剤はホームセンターなどで普通に売られていて、環境に悪影響を及ぼす成分も含まれていると意識せずに使っている市民が多いと思うので。	ご指摘いただきました、農薬・殺虫剤の適正利用の視点は【別冊】P32環境の柱4「項目:化学物質による環境への影響を未然に防止する 行動:除草剤等をできるだけ使用しないように心がける。」の中に位置付けていることから、記載については原案のままとします。	×
16	計画書(案) 【別冊】	計画全般	36	・別冊36ページにあるゼロカーボンアクション30は個人でも具体的に組み入れる内容なので、33ページにある子ども達が考えた環境配慮行動の取り組みと併せて啓発パンフレットなどを作成し、多くの市民が手に取れるようにしていただきたい。	いただいたご意見については今後の施策推進の参考にさせていただきます。	×
17	計画書(案) 【本編】	計画全般	2	・基本目標1-1 二酸化炭素排出削減に向けた「緩和策」を推進する。コンパクトなまちづくり、交通環境整備改善 ・基本目標1-2 気候変動による影響への「適応策」を推進する。自立分散型エネルギーの確保 上記内容に賛同する。	ご賛同いただきありがとうございます。	-
18	計画書(案) 【本編】	環境の柱1	25	・再生可能エネルギーに含まれる太陽光発電に関して、その太陽光パネルには鉛などの有害物質を含むが、使用済みパネルの処分には注視が必要であるため、基本目標1-1、2-3に今から対策の準備しておく必要があることを記載すべき。	本計画では、基本目標2-3の中で、「環境負荷の少ない廃棄物処理」を推進することとしております。本計画は、市の環境に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものとしており、いただいたご意見については今後の施策推進の参考にさせていただきます。	×
19	計画書(案) 【本編】	環境の柱1	25	・P25 3行目「二酸化炭素排出量の削減を通じ持続可能な社会を確実に実現していくためには、」の文章を下記のとおり追記・修正し、 【施策の方向性】に「石炭・石油から天然ガスへの燃料転換の推進」を追記すること提案する。 ・二酸化炭素排出量の削減を通じ持続可能な社会を確実に実現していくためには、移行期において、需要サイドで使用するエネルギーの低炭素化・脱炭素化を徹底して進めることが重要であり ・【施策の方向性】「石炭・石油から天然ガスへの燃料転換の推進」 (理由) 下記の国の計画に記載があるとおり、移行期においては再生可能エネルギーや水素エネルギーの導入だけでは不十分と考えます。	本計画は、市の環境に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものとしております。 また、環境分野の部門別計画である「千葉市地球温暖化対策実行計画」の策定を現在進めており、いただいたご意見については、同計画の検討の際の参考とさせていただきます。	×
20	計画書(案) 【別冊】	環境の柱1	2	下記内容を追すること提案する。 施策の方向性・主な関連計画等 天然ガスの利用促進 【千葉市地球温暖化対策実行計画】 主な施策 石油や石炭などから二酸化炭素排出量の少ない天然ガスへの転換補助施策を導入する (理由) 第6次エネルギー基本計画では、各分野における燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことにより、環境負荷低減にも寄与する。将来的には、合成メタンを製造するメタネーション等の技術の確立によりガス自体の脱炭素化の実現が見込まれると記載されているため提案するものです。		×

意見の概要と市の考え方 「千葉市環境基本計画(案)」に係るパブリックコメント手続

NO.	対象資料	分類	頁	意見概要	市の考え方(公開案)	修正有無
21	計画書(案) 【本編】	環境の柱1	13	【関連計画】の項目へ千葉市国土強靱化地域計画を追記することを提案する。 (理由) 千葉市国土強靱化地域計画には、「国の国土強靱化地域計画策定ガイドラン」によれば、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化における市の様々な分野の計画・取組の指針となる『アンブレラ計画』としての性格を有するとされている。本計画も、上位に位置する国の『国土強靱化地域計画』や千葉県と調和を図りつ、千葉市新基本計画・実施計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行動計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置付けると記載されている。「千葉市国土強靱化地域計画」P3計画の位置付け	ご意見を踏まえ、「千葉市国土強靱化地域計画」の内容を、より具体化した「千葉市地域防災計画」を追記することとして以下のとおり修正いたします。  【本編】P13 (修正前) 【関連計画】 ・千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画 ・千葉市下水道事業中長期経営計画  (修正後) 【関連計画】 ・千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画 (追加)・千葉市地域防災計画 ・千葉市下水道事業中長期経営計画	○
22	計画書(案) 【別冊】	環境の柱1	1	温室効果ガス排出量に関して  ・森林や山林、樹木を伐採した場合に、温室効果ガス吸収量が減った場合、排出量の増加要因として換算されるのか。 ・樹木の伐採は、別の指標・環境目標値に反映されるのか。	温室効果ガスの森林等吸収源について、前計画では排出量への影響を考慮していませんでしたが、現在策定を進めている「千葉市地球温暖化対策実行計画」の中でその考え方について検討してまいります。 樹木の伐採の影響は、基本目標3-2の指標である「緑被率」、「谷津田・里山等の保全地区数」により総体としての緑の増減を把握してまいります。	×
23	計画書(案) 【別冊】	環境の柱1	2	家庭、事業所における省エネの促進について  ・以前に、駐車監視員が乗用車に乗って取り締りをしているのを見かけたが、個人的に頻りに巡回する必要を感じないので、自動車ではなく、徒歩や自転車で巡回すればよいと感じた。 ・ガソリン代を給金に反映させてもよいし、地球環境にも良いと感じる。	自動車利用を減らすことは、省エネ促進の一つとして有効であると考えております。本計画は、市の環境に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものであるため、いただいたご意見については今後の施策推進の参考にさせていただきます。	×
24	計画書(案) 【別冊】	環境の柱1	3	再生可能エネルギーの創出、利用推進について  ・千葉駅、西千葉駅、千葉中央駅の近辺で、高い建物により風が強い場所があるので、小型の風力発電に関して効果的ではないか。 ・交通の便の良い場所は、15階程度の建物がこれから建てられるようなので、よいのではないか。	再生可能エネルギーの創出として、風力発電は重要な要素と考えています。国の「第6次エネルギー基本計画」においてもあらゆる可能性を排除せず、使える技術は全て使うとの発想に立つことが今後のエネルギー政策の基本戦略となるとあり、いただいたご意見については今後の施策推進の参考にさせていただきます。	×
25	計画書(案) 【別冊】	環境の柱1	3	ヒートアイランド対策の推進(緑化の推進)に関して  ・クールスポットの記述があるが、ホットスポット(活用を含め)についても考慮してもよいのではないか。 ・冬に、千葉駅前大通りを歩いた時、太陽の直射日光と、ビルの反射光によりホットスポット(暖かい場所)ができていたので、ウォーカーブル推進の椅子でも置いてみたらよいのではないか。 ・高いビル等が出来たことで、風や日光を利用できるのではないか。	千葉市では、ウォームビズの一環として、個人で暖房を使うのではなく、家族が集まったり、図書館などの公共施設や飲食店など、空調が効いている場所に出かけることでエネルギーを節約するウォームシェアを推進しております。いただいたご意見については今後の施策推進の参考にさせていただきます、引き続き、ウォームビズ等による地球温暖化対策に取組んでまいります。	×
26	計画書(案) 【本編】	環境の柱2	28	・廃棄物の排出抑制、発生抑制を謳っているが、近年、世界的に深刻な「プラスチックごみ」について言及すべき。 ・国への働きかけとともに、市内製造者にも、市として働きかけることを目標に入れるべき。 ・プラごみ削減に努力する企業の優遇措置を考えていただきたい。	プラスチックごみ問題の対応については、重要な課題の一つとして捉えており、世界的な動きに関しては、【本編】P10国内外の社会情勢の中で世界中の海洋プラスチックによる環境汚染に関して記載しております。取り組むべき対策に関しては、【本編】P29基本目標2-1の中で記載しているため原案のままとなります。引き続きリデュース・リユースの推進に向け、プラスチックの排出抑制や、ワンウェイプラスチックの使用抑制、代替プラスチックなどの利用促進を進めてまいります。 なお、環境分野の部門別計画である「千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の策定を現在進めており、いただいた意見については、同計画の検討の中で参考とさせていただきます。	×
27	計画書(案) 【本編】	環境の柱2	28	・冒頭の将来予測では、1人当たりごみ総排出量が全国・千葉県平均より高いまま推移と記載されているが、将来も全国・千葉県平均が現状のまま推移するかどうかは不明であり、そのような将来予測と比較する説明は適当ではないと感じる。 ・環境の柱2指標の※印で、前計画の目標値をクリアできたと説明しておいて、このままでは高止まりですと将来予測する記述には矛盾を感じる。	ここで掲げている将来予測は、従来の取組をそのまま続けた場合に10～20年後に生じ得る未来を予測したものです。現在の取組みだけでは、千葉市の1人当たりごみ総排出量が全国・千葉県平均を下回るほどの削減は難しいと考えております。 また、前計画の目標は実際にクリアしたものの、それで十分な削減だとは考えておらず、今後さらなる削減を目指すことが必要と考えて本計画の策定に臨んだものであり、記載については原案のままとなります。	×

意見の概要と市の考え方 「千葉市環境基本計画(案)」に係るパブリックコメント手続

NO.	対象資料	分類	頁	意見概要	市の考え方(公開案)	修正有無
28	計画書(案) 【本編】	環境の柱2	28	・基本目標2-3「廃棄物を適正に処理する」は、基本目標2-1、2-2と比べて曖昧な目標表現と感じる。“廃棄物排出の行政指導・監視を強化する”のような強いメッセージが必要と考える。	環境の柱2の中では、資源循環に関する記載をしております。資源循環には、 ①発生抑制・再使用(リデュース、リユース) ②再生利用(リサイクル) ③適正処理 の流れがあり、これに基づいて、基本目標2-1～2-3を整理しています。 基本目標2-3「廃棄物を適正に処理する」に関しては、不法投棄等の不適正処理に対する行政指導といった行政側の取組みだけでなく、市民や事業者の取組みとして、正しいごみの出し方、まちの美化、効率的な廃棄物処理等といった要素も含まれているため、記載については原案のままとします。	×
29	計画書(案) 【本編】	環境の柱2	28	本編28ページ ・環境の柱2:3Rの取組みを推進し、循環型社会の構築を目指すについて、国で「プラスチック資源循環促進法」が制定され、プラスチックごみの発生抑制の動きが鈍くならないか心配。 ・一番大切なのは発生抑制であり、過剰なプラスチック製品の製造や使用をしないことが大切であることを強く訴え続けていただきたい。	資源循環を考える上では、まず廃棄物の発生抑制が必要であると考えており、本計画では基本目標2-1の中でリデュース及びリユースを通じた発生抑制の推進を「柱2」の最初に位置付けています。【本編】P29でお示しているように、リデュースを特に重視しており、記載については原案のままとしますが、いただいたご意見は具体的な施策を推進する際の参考にさせていただきます。	×
30	計画書(案) 【本編】	環境の柱2	28	・自治体はリサイクルなど最後の段階の取り組みなので、発生抑制の手段として、拡大生産者責任(EPR)を国に求めることが必要。 ・サーキュラーエコノミーなどをすすめてほしい。	資源循環を考える上で、廃棄物の発生抑制は重要であると考えています。本計画は、市の環境に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものであるため、記載については原案のままとしますが、いただいた意見については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。 なお、事業者の拡大生産者責任に基づく処理システムの整備を促すため、本市は国に対して積極的な働きかけを行っています。	×
31	計画書(案) 【本編】	環境の柱2	28	・分別の徹底のために市民に向けての啓発の工夫を求めたい。	ごみの分別方法については、市町村が保有する処理施設の能力等によって決まるため、全国共通の分別方法の導入には課題が多いと考えております。 ごみ減量・リサイクルの推進のためには、日常生活の中で実践できる取り組みや分別・回収方法などの情報を積極的に発信していくことが必要と考えております。本計画は、市の環境に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものであるため、記載については原案のままとしますが、いただいたご意見については今後の施策推進の参考にさせていただきます。引き続き、適正な分別排出が進むよう、周知・啓発に努めてまいります。	×
32	計画書(案) 【本編】	環境の柱2	28	・家庭ごみの分別方法は、全国統一が必要。そうすれば、商品パッケージにゴミの分別方法を表示させる等、“悩まない分別”が出来る。 ・粗大ゴミの回収方法の再検討が必要とを感じる。お金よりも排出手続きの面倒くささ(申請、購入、期日指定など)が不法投棄につながっているのでは。	ごみの分別方法については、市町村が保有する処理施設の能力等によって決まるため、全国共通の分別方法の導入には課題が多いと考えております。 ごみ減量・リサイクルの推進のためには、日常生活の中で実践できる取り組みや分別・回収方法などの情報を積極的に発信していくことが必要と考えております。本計画は、市の環境に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものであるため、記載については原案のままとしますが、いただいたご意見については今後の施策推進の参考にさせていただきます。引き続き、適正な分別排出が進むよう、周知・啓発に努めてまいります。	×
33	計画書(案) 【本編】	環境の柱2	28	・小学校で実施している分別スクールや生ごみの資源化などが、継続的に体験できる環境づくりが必要だと思う。	ごみの分別方法については、市町村が保有する処理施設の能力等によって決まるため、全国共通の分別方法の導入には課題が多いと考えております。 ごみ減量・リサイクルの推進のためには、日常生活の中で実践できる取り組みや分別・回収方法などの情報を積極的に発信していくことが必要と考えております。本計画は、市の環境に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものであるため、記載については原案のままとしますが、いただいたご意見については今後の施策推進の参考にさせていただきます。引き続き、適正な分別排出が進むよう、周知・啓発に努めてまいります。	×
34	計画書(案) 【別冊】	環境の柱2	7	バイオマスの利用推進・拡大に関して ・公園、街路樹から発生する剪定枝などは、木質バイオマスとして利用するような記述があるが、根本から伐採された樹木の幹は、どう利用されているのか気になる。 ・街路樹の切り株を見ると、きれいなものもあるので、積み木やコースターや鍋敷きとして有効活用できそうに思える。個人的には、マンホールカードがあるのなら、マンホールコースターやマンホール鍋敷きがあってもよいと考える。	伐採木材の有効利用は資源循環の視点からも重要だと考えております。千葉市では、ごみ減量・リサイクルの施策として、家庭から出る木の枝、刈り草、葉を資源収集する事業を実施しています。その他にも、森林整備により搬出された間伐材等の千葉県産木材を使用して、市立高等特別支援学校の生徒が製作した木育おもちゃを市内保育所等へ配布する取り組みをしています。いただいたご意見については今後の施策推進の参考にさせていただきます。	×
35	計画書(案) 【本編】	環境の柱3	-	・千葉市には水環境や水循環の前提となる水資源が乏しいにも関わらず、やたらと調整区域や屋敷の防風林を伐採しているが、水の豊富な地域と同様な計画づくりを考えることはできない。 ・対策として、樹木の年代別管理による伐採と植樹及び住宅敷地内の浸透柵の設置をもっと計画的にやるべき。	千葉市の環境を考える上で、水環境や水循環は大変重要な内容であると考えています。水循環系を健全に保ち、豊かな水環境を守り、創出していくことを目的とした「千葉市水環境保全計画」により各種施策に取り組んできました。一方で世界的には地球規模での生物多様性の保全やその持続可能な利用が大きな課題となっており、現在、新たな「千葉市水環境保全計画」の策定作業を進めています。同計画にはこれまでの水環境の視点に加え、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する視点を盛り込む予定です。 本計画は、市の環境に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものとしており、記載については原案のままとしますが、いただいたご意見については新たな「千葉市水環境保全計画」の検討や施策推進の参考にさせていただきます。 また、同計画の策定後には、本計画へ適切に反映し、豊かな自然環境の保全を推進してまいります。	×

意見の概要と市の考え方「千葉市環境基本計画(案)」に係るパブリックコメント手続

NO.	対象資料	分類	頁	意見概要	市の考え方(公開案)	修正有無
36	計画書(案) 【本編】	環境の柱3	-	・環境基本計画の中に有機農業の推進について明記するべき。 ・有機農業は、世界でも大きな流れになっており、環境基本計画においても有機農業推進は重要視されるべき。 ・農薬や化学肥料を減らしていくことは、土壌、水などの自然環境や生物多様性を守るうえで大切。	有機農業については、昨年、国が示した「みどりの食料システム戦略」を千葉市農業の特性に合わせて取り組んでいくことが重要と認識をしております。 「みどりの食料システム戦略」の中には、有機農業や環境保全型農業の推進も位置づけられていることから、2022年度に策定する千葉市の農業振興を推進する「千葉市農業基本計画」の中で、検討してまいります。(環境基本計画の関連計画に位置付けている、「千葉市農林業成長アクションプラン」から置き換わる予定です。) 記載については原案のままとしますが、検討結果に関しては、「千葉市農業基本計画」の策定後、本計画へ適切に反映してまいります。	×
37	計画書(案) 【本編】	環境の柱3	-	・農業と環境についての視点が欠けている。 ・農薬を減らすための施策や方向性を検討すべき。	環境の柱3を推進する上で、農林業の視点は重要であると考えております。 本計画では、関連計画として「千葉市農林業成長アクションプラン」を位置づけており、経済農政局の施策についても計画に位置付けております。施策に関しても、【別冊】P11～13主な施策の中に取り入れています。また、2022年度に策定する「千葉市農業基本計画」の中で有機農業や環境保全型農業の推進について検討してまいります。	×
38	計画書(案) 【本編】	環境の柱3	32	・環境の柱3「自然と調和・共存し、緑と水辺の良好で多様な環境を次世代に引き継ぐ」について ・生物多様性、緑と水辺、自然とのふれあい といった文言はあるが、「農業」「林業」の視点も柱に入れるべき。 ・「農政センター」もステークホルダーの一員であり、環境局の範疇に留まらず、経済農政局の事業についてもこの環境基本計画の中に位置づけられたい。	記載については原案のままとしますが、検討結果に関しては、「千葉市農業基本計画」の策定後、本計画へ適切に反映してまいります。 また、柱4の中では水質汚濁・地下水汚染対策について記載しており、農薬等の使用については、農薬・肥料の適正使用等を促進する旨、【別冊】P16～17 主な施策の中でもお示ししており、「川・海・池のきれいさ」及び「地下水・土壌等の安全」の確保に取り組んでまいります。	×
38	計画書(案) 【本編】	環境の柱3	32	本編32ページ ・環境の柱3「自然と調和・共存し、緑と水辺の良好で多様な環境を次世代に引き継ぐ」について、農業の果たす役割にも言及すべき。 ・耕作放棄地にしないこと、有機農業など環境保全型の農業を推進することが、生物多様性の保全に重要な役割を果たしていることは、いすみ市などの生物多様性戦略でも言われている。		×
40	計画書(案) 【本編】	環境の柱3	32	本編P32で谷津田・森林・農地の荒廃について「進行しており」と記されているが、具体的な荒廃の実態について言及されていない。広く市民に地域の自然環境について関心を持ってもらうのであれば、荒廃の実態を伝える取組みももっと必要ではないか。	本計画は、市の環境に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものとしております。記載については原案のままとしますが、いただいたご意見については今後の施策推進の参考にさせていただきます。	×
41	計画書(案) 【別冊】	環境の柱3	9	・森林・農地・農村の保全について、実際は保全区域以外ほとんど守られていない。別冊P9-10の保全地区の維持という目標だけでいいのか。このままでは、保全区域以外の山林や農地は、ほとんどがヤード、メガソーラー、貸地となる様子が想像できる。 ・保全区域以外でも開発を制限し、農地・自然環境を守り維持できる強い施策が必要なのではないか。それが高いレベルでできれば、首都圏・東京近郊において農業・林業ができるという千葉市の新たな魅力・独自性につながる。	森林・農地等を保全することは、豊かな自然環境を守る上で、重要と考えております。本計画は、市の環境に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものとしているため、記載については原案のままとしますが、いただいたご意見については今後の施策推進の参考にさせていただくとともに、各種規制法の実効性確保に引き続き努めてまいります。 なお、本市では、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的に2021年11月に再生資源物屋外保管条例を制定するなど取組みを進めているところです。	×
42	計画書(案) 【本編】	環境の柱3	32	・環境の柱3「指標：生物多様性について理解している市民の割合」とあるが、理解とはどういうことを指すのか。 ・選択肢を用意して、答えてもらうのか。	「生物多様性について理解している市民の割合」は市民アンケート調査によって「生物多様性」という用語とその内容の理解度を把握したいと考えております。具体的には、「生物多様性」という言葉を聞いたことがあるか、内容を知っているか。」 に対して複数選択肢を用意し、理解度を調査するような方法などが考えられますが、実際の設問や実施方法については今後検討してまいります。 また、アンケート調査を通じて、市民に「生物多様性」を知っていただくきっかけづくりとしても活用したいと考えております。	×

意見の概要と市の考え方 「千葉市環境基本計画(案)」に係るパブリックコメント手続

NO.	対象資料	分類	頁	意見概要	市の考え方(公開案)	修正有無
43	計画書(案) 【本編】	環境の柱3	32	・千葉市に住んでいても、緑や自然が大切だという雰囲気を感じない。千葉市の自然は正当な評価をされていないと感じる。 ・自然の持つ価値への考え方を経済的なものに留まらせないよう、自然を大事に思う感性を育てる必要があるため、環境教育として、自然と親しむ要素を入れるべきではないか。	自然と親しむ要素は、自然とのふれあいや環境教育の点から重要と考えています。本計画では【本編】P34基本目標3-4のほか、【本編】P43基本目標5-1の中で位置づけています。記載については原案のままとしますが、体験活動を通じた主体的、対話的学びの推進や、持続可能な社会の実現に向けた人材育成などの施策検討の参考にさせていただきます。	×
44	計画書(案) 【本編】	環境の柱3	32	・「自然とふれあう機会を創出する」ことはとても必要なこと。お勉強ではなく、「楽しかった」という体験を、子どもたちに味わわせることをこの目標の中に位置づけていただきたい。		×
45	計画書(案) 【本編】	環境の柱3	32	・P32【環境の柱3の指標】 ・生物多様性について理解している市民の割合が目標に加わったことは大変すばらしい。 ・生物多様性に富んだ環境を作るためには、有機農業を推進することが大きな役割を果たす。 ・有機農法の畑や田んぼで作った作物を学校給食で取り入れることで、子どもたちが生物多様性を実感し、自然とふれあう機会にも繋がるため、そのような視点を、今回の環境基本計画や、今後の「水環境保全計画」及び「緑と水辺のまちづくりプラン」に取り入れていただきたい。	目標及び指標に関しまして、ご評価いただきありがとうございます。 本計画は、市の環境に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものとしておりますので、記載については原案のままとしますが、いただいたご意見については現在策定を進めている各計画の検討や、今後の施策の推進に際して参考にさせていただきます。 なお、有機農業についてはNo.36への市の考え方をご参照ください。	×
46	計画書(案) 【別冊】	環境の柱3	9	別冊9ページ ・基本目標3-1「生物多様性に富んだ生態系を保全する」の指標として、有機または環境保全型農業を営む主体の数または農地面積を設定できないか。 ・農業を使うことにより貴重な生き物が棲めなくなった田畑が多くあることを裏返すと、有機農業や環境保全型農業が市内で増えることにより生物多様性に富んだ生態系を保全できることができると考える。 ・農水省も、「みどりの食料システム戦略」の中で「耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大」と言っています。	本計画の指標は基本目標に対して代表的な指標として「緑被率」「谷津田・里山などの保全地区数」を設定しております。また、「生物多様性に富んだ生態系を保全する」に関する指標については、現在、生物多様性戦略を兼ねることとしている「千葉市水環境保全計画」の策定を進めており、その中で新たな指標も検討する予定です。また、有機農業や環境保全型農業の推進については、2022年度に策定する「千葉市農業基本計画」の中で検討してまいります。いただいたご意見は検討の参考にさせていただきますとともに、これらの計画策定後は、本計画へ適切に反映してまいります。	×
47	計画書(案) 【別冊】	環境の柱4	16	別冊16ページ ・基本目標4-2「川・海・池・のきれいさを確保する」の「工場・事業場からの水質汚濁物質の排出の抑制」の主な施策に「農薬・肥料の適正使用等を指導する」とあるが、農林業成長アクションプランを関連計画に入れたほうが良いのではないか。 ・基本目標4-3 工場・事業場からの水質汚濁物質の排出の抑制における環境保全型農業を推進する等・・についても同様	水質・地下水の保全には、農林業に限らず、水を用いるあらゆる事業活動が関係します。多くの分野の計画を列挙して分かりにくくなることを避けるため、ここでは水質の保全に特に関連が深い計画を選んで記載しており、原案のままといたします。	×
48	計画書(案) 【本編】	環境の柱4	39	・P39 基本目標4-3 地下水・土壌等の安全を確保する 3行目 ・「農薬・窒素肥料の使用」が地下水汚染の原因のひとつと明記しています。P40【施策の方向性】にも「農薬・窒素肥料の使用の抑制(削減)」を追記してください。	地下水汚染の原因は工場・事業場からの漏出や廃棄物の不法投棄に限らず、農薬・窒素肥料の使用や、自然由来のものなどがあると考えております。農薬・肥料の適正使用等を促進する旨は、【別冊】P17 主な施策の中でもお示ししており、記載は原案のままといたします。	×
49	計画書(案) 【別冊】	環境の柱4	17	別冊17ページ ・基本目標4-3 地下水・土壌等の安全を確保する の目標達成に向けて水質汚濁防止法等に基づき・・とあるが、若葉区や緑区にあるいわゆるスクラップヤードによる環境汚染が心配。「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」による規制を明記すべき。	市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的に2021年11月に再生資源物屋外保管条例を制定しました。同条例も含めて、地下水・土壌等の安全を確保する上で様々な規制・指導の根拠法令が存在する中で、ここでは、規制基準を取扱うような直接的に関わるものとして「水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、千葉市環境保全条例など」と記載したものであり、原案のままといたします。	×
50	計画書(案) 【本編】	環境の柱5	44	・基本目標5-3に記載されている「環境と経済の好循環」は、表現が抽象的で、かつ環境関連産業以外の企業での実現にはハードルが高いと感じる。 ・企業は、直接利益を生まない分野には投資をしないのが原則。本文中の「効率化や高品質化の追求を環境への好影響と両立させることが企業評価や投資につながり」は、ほとんどの企業が環境への取り組みを行えば差別化ができなくなるので、企業にとってのその価値は下がる。 ・したがって、基本目標5-3は「環境関連産業の育成に取り組むとともに、他産業に対しては環境に配慮するよう協力を促す」を提案する。	望ましい環境都市の姿を実現するには、行政や市民だけでなく、事業者の取組みが必要不可欠です。企業による環境配慮の取組みは、従来は必ずしも利益にならない社会貢献活動と捉えられていましたが、近年では、効率化や高品質化の追求を環境への好影響と両立させることが企業への評価や投資につながるようになってきました。こうした中、工業、農業、物流など多くの産業分野で脱炭素化やSDGsへの関心が高まってきており、本市もこの動きを促進したいと考えておりますので、記載については原案のままとします。	×

意見の概要と市の考え方 「千葉市環境基本計画(案)」に係るパブリックコメント手続

NO.	対象資料	分類	頁	意見概要	市の考え方(公開案)	修正有無
51	計画書(案) 【本編】	環境の柱5	44	基本目標5-3環境関連産業の育成に取り組むなど、環境と経済の好循環を推進する  上記内容に賛同する。 (理由) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略では、「温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会と捉える時代に突入したのである。従来の発想を転換し、積極的に対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらす、次なる大きな成長につながっていく」と記載があり「望ましい環境都市の姿」実現に向けて重要と考える。	ご賛同いただきありがとうございます。	-
52	-	その他	-	・障害者が生きていくために現実問題としてはコストがかかるのは致し方ない事実であるが、どんな障害を抱えていようと人間としてその命を大切にもらえる政治の実現が今求められているのではないだろうか。	環境を保全・創造し、その環境の基盤があることで、私たちの社会と経済は成り立っております。本計画では、望ましい環境都市の姿として、「自然や資源を大切に、みんなでつくる持続可能なまち・千葉市」を掲げており、今後とも、本市の環境施策の推進に努めてまいります。いただいたご意見は関係課にも周知いたします。	-